

大田市告示 第 77号

生活排水処理施設で汚水の処理を行おうとする区域（以下「処理区域」という。）を変更したので、大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例（平成18年大田市条例第40号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 5年 4月 17日

大田市長 楫野弘和

1. 処理区域を変更する年月日
令和 5年 5月 1日

2. 処理区域
大田市下水道基本構想における集合処理区域以外の区域

大田市下水道基本構想図



- : 集合処理区域（公共下水道）
- : 集合処理区域（農業集落排水）
- : 個別処理区域（市設置型浄化槽整備区域）



見直しにより浄化槽整備となる区域

下水道整備となっている区域

浄化槽整備となっている区域

